⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の要件を満たすトンネル工事とする。

・ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が55㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

なお、施工実績の考え方については、下記のとおりとする。

①　トンネル工事の施工実績とは掘削及び覆工の両方を有すること。

②　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）とは、一般部の断面積をいう。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　「覆工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

⑺　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

⑴　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査⑴１）及び２）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点60.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）及び２）における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）企業の施工実績（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成したＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積）60㎡以上でかつトンネル延長が250m以上のトンネル工事の場合について優位に評価する。（9.0点／4.5点／0.0点）

②　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成した工事の工事成績評定点について評価する。（6.0点～0.0点）

２）配置予定技術者の能力（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成したＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積）60㎡以上でかつトンネル延長が250m以上のトンネル工事の場合について優位に評価する。（9.0点／4.5点／0.0点）

なお、従事役職が現場代理人又は担当技術者の場合は、主任（監理）技術者の審査評価点の１／２とする。

②　申請書に記載された同種工事が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事で、平成16年度以降に完成したトンネル工事の担当従事役職における評定点について評価する。（6.0点～0.0点）

なお、従事役職が現場代理人又は担当技術者の場合は、主任（監理）技術者の評定点における審査評価点の１／２とする。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜された者で、下記４⑶２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施。

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

（最大得点　60点）

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性（15.0点／5.0点／0.0点）

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について評価する。